

○上越教育大学教務委員会「異文化理解」運営専門部会要項

(平成31年2月14日学長裁定)

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学教務委員会(平成16年規程第13号)第10条第2項に基づき、上越教育大学教務委員会の専門部会として設置する「異文化理解」運営専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 2 専門部会は、授業科目の区分・内容に沿った学部授業科目区分「異文化理解」の円滑な授業の運営・実施を図ることを目的とする。ただし、「コミュニケーション英語」及び「海外教育研究」の授業科目は除くものとする。

(所掌事項)

- 3 専門部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 授業計画の立案、運営、評価及び改善に関する事項
 - (2) 授業担当者に関する事項
 - (3) その他授業運営に関する事項

(教員組織との関係)

- 4 専門部会は、所掌する事項の実施に当たり、関係するコース・領域(分野)等と連携・協力を図るものとする。

(組織)

- 5 専門部会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。
 - (1) 学部授業科目区分「異文化理解」の授業担当教員
 - (2) その他教務委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する者若干人

(委嘱及び任期)

- 6 前項各号に掲げる委員は、委員長が委嘱する。
- 7 前項の委員の任期は、委員として委嘱された日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

- 8 専門部会に部会長を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。
- 9 専門部会に副部会長を置く必要がある場合は、部会長が委員のうちから指名する。

(部会運営等)

- 10 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 11 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

- 12 専門部会に関する事務は、教育支援課において処理する。

(その他)

- 13 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、教務委員会が別

に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

